

特定福祉用具の種類（特定福祉用具の詳細）

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(1)	「和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの」とは費用や借家などの理由で様式便器への改造が困難な時、和式便器の上に置くだけで使用できる簡易洋式便器のことです。
(2)	「洋式便器の上に置いて高さを補うもの」とは、補高便座とも呼ばれ、既存の便座の上に高さのある便座を置いたり、便器の上に補高便座自体をとめ具で固定したりして、便座面を高くすることにより、便座からの立ちしゃがみ動作を容易にするものです。
(3)	「電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの」とは、主に、昇降範囲で任意に高さを設定できる自動昇降便座と呼ばれるものです。立ち上がりに45cm以上の補高が必要な場合座りやすい高さとし、立ち上りやすい高さを兼ね備えるために利用します。
(4)	「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。ただし、設置に要する費用は対象外です。）」とは、一般的にポータブルトイレと呼ばれているもので、ベッドから離れることが可能であるが、トイレまで行くことができない場合に、主として寝室で使用する便器です。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置（尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの）の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等または介護を行う者が容易に交換できるもの専用パッド、洗浄液等排泄のたび消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。本体部分については、福祉用具貸与の対象です。

3 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。

特定福祉用具の種類（特定福祉用具の詳細）

4 入浴補助用具

購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、以下のとおり

- (1) 入浴用椅子 …… 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- (2) 浴槽用手すり …… 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- (3) 浴槽内椅子 …… 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- (4) 入浴台 …… 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- (5) 浴室すのこ …… 浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- (6) 浴槽内すのこ …… 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- (7) 入浴用介助ベルト… 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 「入浴用椅子」は、洗体、洗髪、またはシャワー浴に用いるイスで、一般の浴室用イスに比べ座面が高く、立ちしゃがみ動作が容易になるだけでなく、介助者も洗体介助において腰をかがめることが少なくなるなどの効果があります。 |
| (2) | 「浴槽用手すり」は、浴槽の縁を挟むように固定する手すりです。浴槽の縁を立てたときに、身体を支えるために使用します。 |
| (3) | 「浴槽内椅子」は、腰を掛けて入浴することで、浴槽底からの立ち上がりを容易にするものです。 |
| (4) | 「入浴台」は、浴槽の縁に一旦腰掛けてまたぐ時に使う移乗台のことで、浴槽の両縁に渡すバスボードと洗い場側に置くものがあります。 |
| (5) | 「浴室すのこ」は、浴室の出入り口の段差を解消するため、もしくは浴槽が高く、またぐ動作が困難な時に、浴槽高さの調節のために用います。 |
| (6) | 「浴槽内すのこ」は、浴槽が深すぎる場合にそれを浅くするための台です。腰を掛けて入浴したり、浴槽内で踏み台として使うことでまたぎ動作を容易にするものです。 |
| (7) | 「入浴用介助ベルト」は、被介助者が装着し、それをつかみながら移乗介助をすることで、介助者の負担を軽減させるものです。はだかであるために、支えるのがむずかしい入浴中でも、安全に介助することができます。 |

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないものポータブル浴槽とも呼ばれ、居室などで寝たまの姿勢で入浴するための用具です。

6 移動用リフトのつり具の部分

リフトで人を吊り上げる時に、身体を支持するために使用する用具です。

リフトのつり具は、大きく分けると、

- 両足の大腿部分を別々に包む脚分離タイプ
 - 身体全体を包み込むシートタイプ
 - 体幹部と大腿部を分けて支持するセパレートタイプ
- があります。

7 スロープ ※

スロープのうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型ものは除く。

8 歩行器 ※

歩行器のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 歩行補助つえ ※

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※ 7～9については、令和6年4月1日導入の「貸与と販売の選択制」に係る福祉用具令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。